

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 施設整備マニュアル改定について

マニュアルの改定項目は以下のとおり。

1 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に伴うもの

別紙1のとおり。(原則、都の改定内容のとおり。)

2 事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえたもの(別紙2)

(1) 階段

① 変更内容

- ・緊急時における車椅子使用者が避難できるスペースを確保することについて、施設整備マニュアルの階段の項目に明記する。

② 変更理由

- ・車椅子使用者が避難できるスペースについては、事前協議において、相談員から車椅子使用者の非常時における避難スペースを設けることの助言を受けることが多いため。

③ 現状

- ・区マニュアルの②⑥緊急時の設備・施設に記載があり、④階段の項目には記載がない。

(2) 便所

① 変更内容

- ・トイレの洗浄ボタン等について、背景の色との明度差等をつけることを明記する。

② 変更理由

- ・事前協議において、相談員から視覚障害者へ配慮した色彩計画とするよう助言を受けることが多いため。

③ 現状

- ・当該内容の記載はない。

(3) 標識

① 変更内容

- ・標識の大きさの目安として、10 cm角以上とすることを明記する。
(10 cm角以上とする根拠としては、国際シンボルマークの基準を参考に設定)

② 変更理由

- ・届出処理において、設計者から標識の大きさについて問い合わせを受けることが多く、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

③ 現状

- ・高さ2m以上の部分に設置する旨の記載はあるが、大きさに関する記載はない。

(4) 案内設備

① 変更内容

- ・案内設備の大きさの目安として、600mm以内×1,000mm以内とすることを明記する。
(JISの触知案内板を参考に設定)

② 変更理由

- ・届出処理において、設計者から案内設備の大きさについて問い合わせを受けることが多く、また、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

③ 現状

- ・案内設備は建築物内のエレベーターなどの配置を表示するものであるが、大きさに関する記載はない。

3 コラム等の追加について(別紙3)

社会情勢の変化や、事前協議届出処理における対応事例等を踏まえ、以下の内容のコラム等を追加する。

改定に伴い、追加するコラム等案	現状のコラム(基本的に残す)
・新宿区 UD ニュースレターについて ・利用者への配慮について(車椅子利用者用駐車施設) ・色彩について ・フラッシュライト(光警報装置)について ・緊急時の段差解消について ・合理的な配慮について ・オストメイトの利用方法について ・様々なトイレ利用について ・駐輪場の平置き駐車スペースについて ・車椅子利用者用駐車施設に関する案内板(図説) ・利用居室までの誘導表示の例(図説)	・新宿区らくらくバリアフリーマップ ・施設管理者のバリアフリー情報の発信 ・通路に物品を置かない工夫 ・客室の空間確保 ・開き戸の出入口の有効幅員・開口(枠)幅の設定方法 ・車椅子利用者観覧席・客席からのサイトライン ・機械式駐車場 ・コンセント、スイッチ類の位置の工夫 ・職員等関係者に対する適切な教育訓練 ・カームダウン・クールダウンスペースの設置 ・建築物の出入口における人的な対応(小規模建築物)